

公 告

平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について平成 21 年 7 月 31 日専決処分したので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 219 条第 2 項の規定に基づき、当該予算の要領をここに公告する。

平成 21 年 7 月 31 日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算

平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 545,622 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 122,803,333 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 7 月 31 日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰越金		100	545,622	545,722
	1. 繰越金	100	545,622	545,722
歳入合計		122,257,711	545,622	122,803,333

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 諸支出金		2, 0 5 1	5 4 5, 6 2 2	5 4 7, 6 7 3
	1. 償還金及び還付加算金	2, 0 5 1	5 4 5, 6 2 2	5 4 7, 6 7 3
歳 出 合 計		1 2 2, 2 5 7, 7 1 1	5 4 5, 6 2 2	1 2 2, 8 0 3, 3 3 3